

乳幼児等医療費助成制度のご案内

1. 助成対象者

◇出雲市内に在住の乳幼児等で、各種医療保険に加入している方。
生活保護を受けている場合は対象となりません。

2. 助成内容

◇助成対象者の医療費を下記のとおり助成します。

◇**保険診療分のみ助成対象**です。

対象外の費用：入院時食事療養費、差額室料、文書料、検診代、病衣代、予防接種代、
保険外併用療養費（200床以上の病院を受診する際、他の医療機関からの
紹介状がない場合にかかる負担金）等、保険適用外の費用

区分	0歳～小学校就学前			就学後～20歳未満		
		0歳～満6歳に達する年度末			満6歳に達した年度の翌年度 ～20歳到達月の月末 ※慢性呼吸器疾患等16疾患群により 入院した場合のみ助成対象	
資格証	むらさき色			資格証の交付はありません		
本人負担	通院	入院	薬局等	通院	入院	薬局等
	無料	無料	無料	対象外	1割 限度額 15,000円/月 (医療機関)	対象外

◇薬局等：薬局（病院内の薬剤科は対象外）、柔道整復施術所、治療用装具製作所、はり・きゅう・あんまマッサージ施術所、訪問看護ステーション

3. 助成方法

◇医療機関・薬局等で、マイナンバーカード等健康保険証情報があるものと一緒に乳幼児等医療費受給資格証を提示してください。

◇令和6年12月3日から出雲市ではマイナンバーカードの提示のみで医療機関が受給資格証情報を取得できるサービスを開始しています。しかし、このサービスを利用するには、医療機関での各種対応も必要となるため、当面の間は紙の受給資格証もご持参ください。



◇乳幼児等医療費受給資格証を利用できる医療機関・薬局

県内の医療機関・薬局のほか、県外の一部の医療機関・薬局
（出雲市の乳幼児等医療受給資格証が使える県外医療機関・薬局は、出雲市のホームページで確認できます）

◇医療機関で2割の医療費を支払ったときは、払戻しの手続きができます

（申請方法など詳しくは裏面（3）払戻しの手続 参照）。

4. 手続方法と内容

便利な電子申請をご利用ください！



電子申請はこちら

以下のいずれの手続きにもご利用いただけます。

(1) 交付・再交付 (2) 内容変更 (3) 払戻し(償還払い)

●スマホの場合は、右の二次元コードから

●パソコンの場合は で検索

出雲市のホームページにアクセスし、案内に従ってオンラインで申請してください



(1) 交付・再交付申請

◇必要なもの：お子さんの健康保険証情報が分かるもの

・お子さんのマイナンバーカード及び4桁の暗証番号

※必ずマイナポータル上で保険証情報を確認してから来庁してください。

・保険者の発行する資格確認書

・保険証

※保険者の発行する「資格情報のお知らせ」では交付できません。

◇申請方法：①電子申請 ②窓口申請

【受付】出雲市役所 本庁 子ども政策課及び各行政センター市民サービス課

(2) 内容変更届

◇健康保険が変わった、市内で転居した、氏名が変わった、など
乳幼児等医療費受給資格証の内容に変更が生じたときは手続きが必要です。

◇必要なもの：お子さんの健康保険証情報が分かるもの、受給資格証

◇申請方法：(1)交付・再交付申請と同じ

※受給資格証に記載の加入保険と、健康保険証の内容が異なると乳幼児等医療費助成制度の適用を受けられない場合があります。

(3) 払戻しの手続（償還払い）

〔申請期限：医療機関から請求を受けた日から2年以内〕

◇申請方法：（1）交付・再交付申請と同じ

◇次のような場合、差額の払戻し申請ができます。



電話 0853-21-6963

*医療機関・薬局等で、2割の医療費を支払ったとき。

（県外で病院に行った・県内の病院で資格証を使わずに受診した等）

*コルセット、膝サポーター、義手、義足などの

治療用装具を購入、装着したとき。

*医師の指示により、小児弱視等の治療のための

治療用眼鏡・コンタクトレンズを作成又は購入したとき。

*慢性呼吸器疾患等16疾患群により入院したとき

☆健康保険を適用していない(10割負担)の領収書は受付できません。

加入されている保険者(健康保険組合等)へ払戻しについてお尋ねください。

◇申請に必要なもの（①～③は申請される方全員に必要です。）

- ①領収書（受診者名、診療点数記載のもの）
- ②受給資格者名義の口座が確認できるもの（通帳・キャッシュカード）
- ③乳幼児等医療費受給資格証
- ④医師の意見及び装具装着証明書（治療用装具の場合）
- ⑤弱視等治療用眼鏡等作成指示書（治療用眼鏡等の場合）
- ⑥保険者からの支給決定通知書（治療用装具・治療用眼鏡等の場合）
- ⑦慢性呼吸器疾患等16疾患群に係る医療意見書

（慢性呼吸器疾患等16疾患群の場合）



【お問い合わせ】出雲市役所 子ども政策課

電話 0853-21-6963 FAX 0853-21-6413

メール kodomo@city.izumo.shimane.jp

5. 乳幼児等医療以外の公費負担医療との関係

◇未熟児養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病医療支援の対象となる場合にはそちらを優先します。

◇各公費負担医療のお問い合わせ先は、以下のとおりです。

未熟児養育医療：出雲市役所健康増進課（Tel21-6981）

育成医療：出雲市役所福祉推進課（Tel21-6959）

小児慢性特定疾病医療支援：出雲保健所（Tel21-8785）



6. 高額療養費について

◇医療費の自己負担額（2割）が高額となった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分について、加入している健康保険の保険者から払い戻される高額療養費制度があります。

医療費の自己負担額は市が乳幼児等医療費として助成していますので、払い戻される高額療養費は、被保険者（健康保険加入者）からの委任を受けて、市が保険者から受領します。その際には、高額療養費の受領に関する委任状等を送付しますので、記入・押印をお願いします。

なお、既に保険者から被保険者に支払済の場合は、被保険者から市に返金していただくこととなります。高額療養費の金額を確認するため、保険者が発行した高額療養費支給決定通知書のコピーを市に提示してください。

7. その他

◇転出入の場合

転入日から転出日の前日までが受給期間となります。

他市町村へ転出した後は、出雲市乳幼児等医療費受給資格証は使用できません。転出後に出雲市乳幼児等医療費受給資格証を提示して受診された場合には、医療費助成額を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

◇慢性呼吸器疾患等16疾患群について

①悪性新生物②慢性腎疾患③慢性呼吸器疾患④慢性心疾患⑤内分泌疾患⑥膠原病⑦糖尿病⑧先天性代謝異常⑨神経・筋疾患⑩慢性消化器疾患⑪血液疾患⑫免疫疾患⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群⑭皮膚疾患⑮骨系統疾患⑯脈管系疾患

乳幼児等医療費助成の対象疾患に該当するかどうかの判定依頼を出雲保健所に行います。詳しくは、出雲保健所（Tel21-8785）にお問い合わせください。